

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 9 9 回 本 部 会 議

日時：令和4年3月4日（金）17：30～

場所：本庁3階テレビ会議室等

1 開 会

2 議 事

北海道におけるまん延防止等重点措置の改定について（協議事項）

3 閉 会

資料1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更内容の概要
資料2 道内の感染状況等について（案）
資料3 札幌市の感染状況について
資料4 北海道におけるまん延防止等重点措置（改定案）の概要
資料5 北海道におけるまん延防止等重点措置（改定案）
資料6 北海道におけるまん延防止等重点措置（改定道案）等に対する
主な意見

新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針の変更内容の概要

資料1

1 重点措置の終了・期間の延長

項目	対象区域	期間
終了	福島県、新潟県、長野県、三重県 和歌山県、岡山県、広島県、高知県 福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県 鹿児島県	～3月6日まで
期間の 延長	北海道 、青森県、茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都 神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県 愛知県、京都府、大阪府、兵庫県 香川県、熊本県	3月7日～21日 (15日間)

2 対処方針の主な変更点

項目	内容
水際対策 の緩和	・令和4年3月14日より、水際対策を緩和
	入国者 総数の 上限 1日当たり5,000人目途 ⇒7,000人目途に引き上げ
	留学生 の受入 促進 「留学生円滑入国スキーム」を設け、留学生の受け入れを優先的かつ着実に実施

道内の感染状況等について (案)

【令和4年3月4日】

主な指標の状況

3/3	レベル	移行指標				その他指標		
		病床 使用率	重症病床 使用率	10万人当たり 新規 感染者数	10万人当たり 療養者数	新規 感染者数 今週 先週比	感染経路 不明割合	PCR 陽性率
全道	2	37.5% (778床) ↓	6.0% (8床) ↑	276.9人/週 (14479人/週) ↓	439.5人 (22979人) ↓	0.86 ↓	62.2% ↓	29.6% ↓
	2	46.8% (296床) ↑	8.9% (4床) ↓	378.4人/週 (7423人/週) ↓	516.6人 (10134人) ↓	0.85 ↓	82.3% ↑	42.1% ↑
	2	33.4% (482床) ↓	4.5% (4床) ↑	216.0人/週 (7056人/週) ↓	393.2人 (12845人) ↓	0.88 ↓	41.0% ↓	22.6% ↓

レベル2 移行指標	20%	又は	20%	15人/週	20人
レベル3 移行指標	50%	又は	50%	—	—

※()は実数。

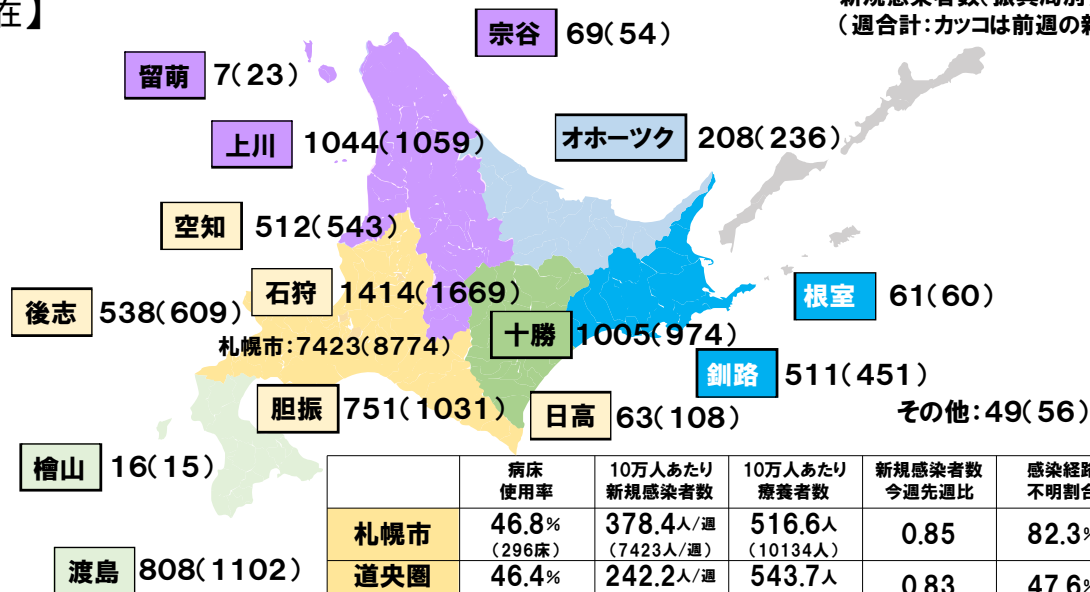
※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較。

※現在、高齢者施設や同居家族などに疫学調査を重点化していることから、結果として、感染経路不明割合、PCR陽性率は高い数値となる可能性がある。

地域における主な指標の状況

【3/3現在】

新規感染者数(振興局別)
(週合計:カッコは前週の新規感染者数)



	病床 使用率	10万人あたり 新規感染者数	10万人あたり 療養者数	新規感染者数 今週先週比	感染経路 不明割合	PCR 陽性率
札幌市	46.8% (296床)	378.4人/週 (7423人/週)	516.6人 (10134人)	0.85	82.3%	42.1%
道央圏 (札幌市除く)	46.4% (212床)	242.2人/週 (3278人/週)	543.7人 (7359人)	0.83	47.6%	23.7%
道北圏	29.4% (89床)	189.8人/週 (1120人/週)	317.3人 (1873人)	0.99	32.5%	13.6%
道南圏	24.0% (50床)	197.1人/週 (824人/週)	333.2人 (1393人)	0.74	22.1%	26.5%
十勝圏	53.3% (80床)	300.2人/週 (1005人/週)	393.1人 (1316人)	1.03	46.2%	37.6%
オホーツク圏	16.2% (19床)	76.0人/週 (208人/週)	89.5人 (245人)	0.88	30.8%	14.4%
釧路・ 根室圏	15.4% (32床)	192.6人/週 (572人/週)	221.9人 (659人)	1.12	41.3%	33.9%

※ 地域別の病床使用率や新規感染者数等の数値は、変動が大きくなる場合があることに留意。

総 評

【医療提供体制】

- 全道の療養者数は減少傾向が継続している。一方、病床使用率は、道央圏及び十勝圏をはじめ、各圏域において増減し、全道で高止まりの状況が続いている。また、引き続き、各地において医療機関等での集団感染の確認が続いている。

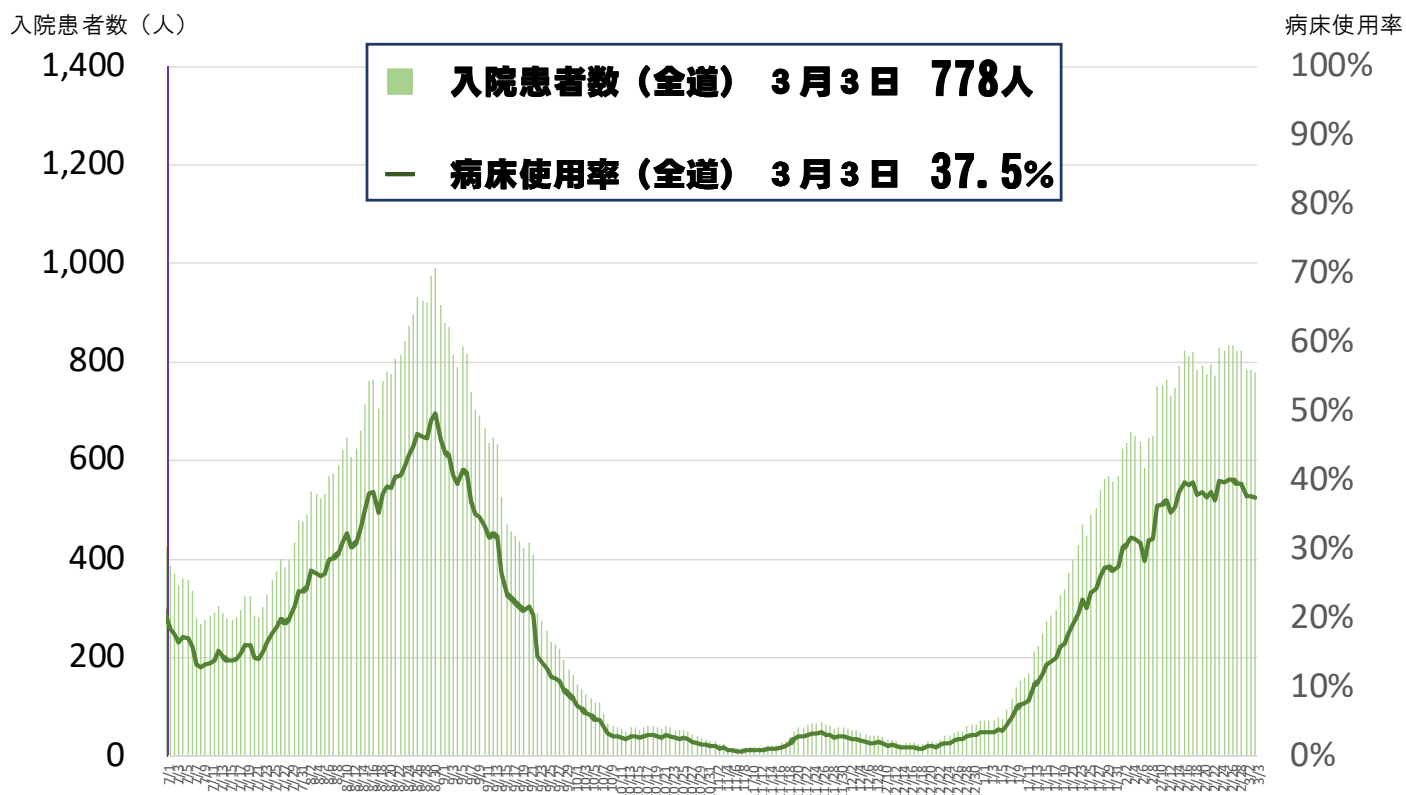
【感染状況】

- 全道の新規感染者数は、減少傾向が継続しているものの、全ての振興局管内で感染の確認が続いており、依然、1日平均2千人を超える状況。
- 年代別では、30代以下、60代以上ともに減少している。

【今後の対策】

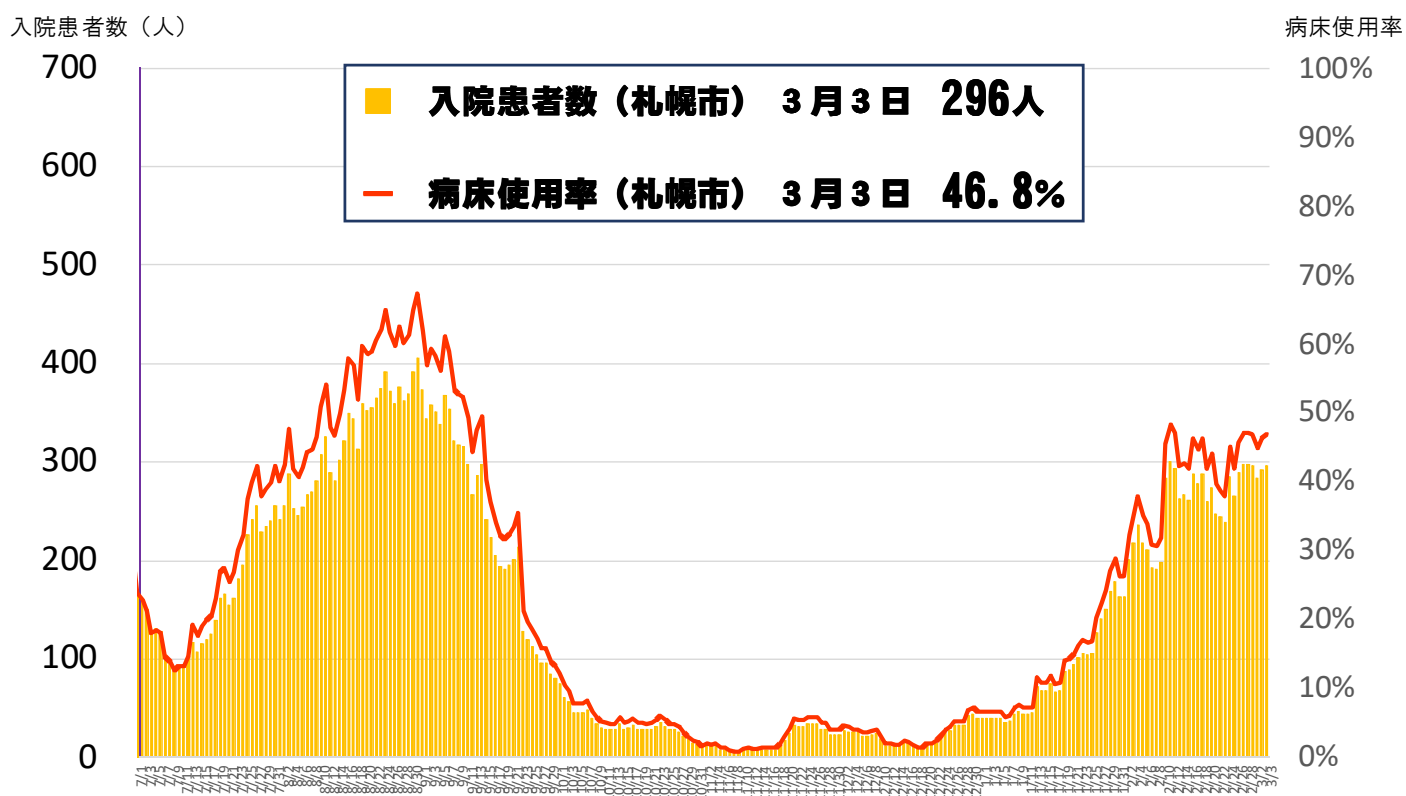
- 急拡大してきた新規感染者数は減少が続いているものの、感染力の強いBA.2系統の感染事例が確認されたほか、医療機関での集団感染も継続し、病床使用率は高止まりとなっているなど、予断を許さない状況が続いている。新規感染者数をさらに減少させ、医療への負荷を着実に抑えていくため、まん延防止等重点措置の延長を踏まえ、全道において、感染リスクが高まる場面や感染が広がっている場所における感染防止行動の徹底を図る。
- 重点措置の期間中において、ワクチンの追加接種の加速化をはじめ、経口治療薬を提供する医療機関等や無料検査登録事業所の拡充、新たな行動制限の緩和も踏まえた第三者認証の取得促進など、感染防止対策と社会経済活動の回復の両立に向けた取組を集中的に進める。
- 今後、就職や卒業・進学等に伴う人の移動や会食機会の増加など、感染リスクの高まる時期を迎えることから、こうした場面における対策の徹底を呼びかける。

入院患者数と病床使用率（全道）



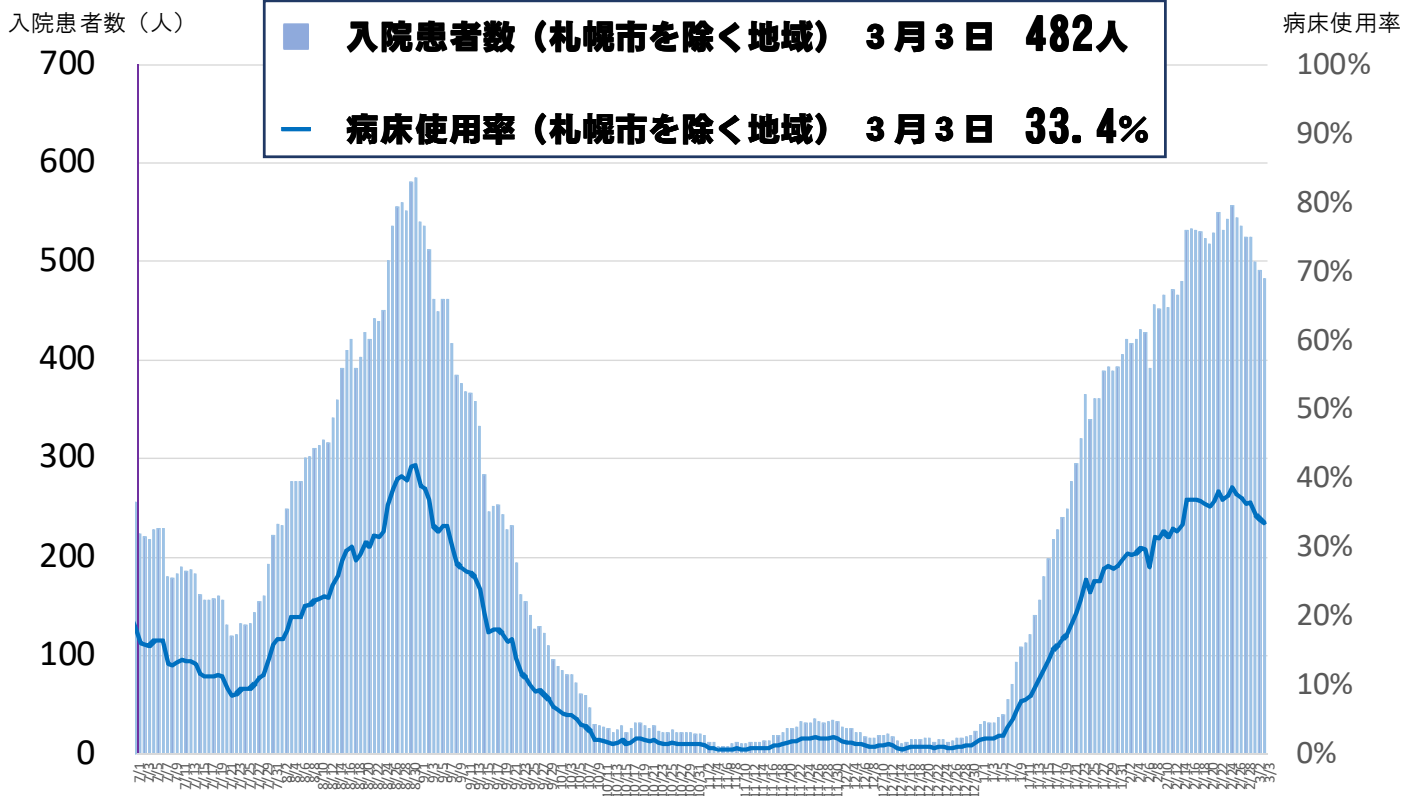
4

入院患者数と病床使用率（札幌市）



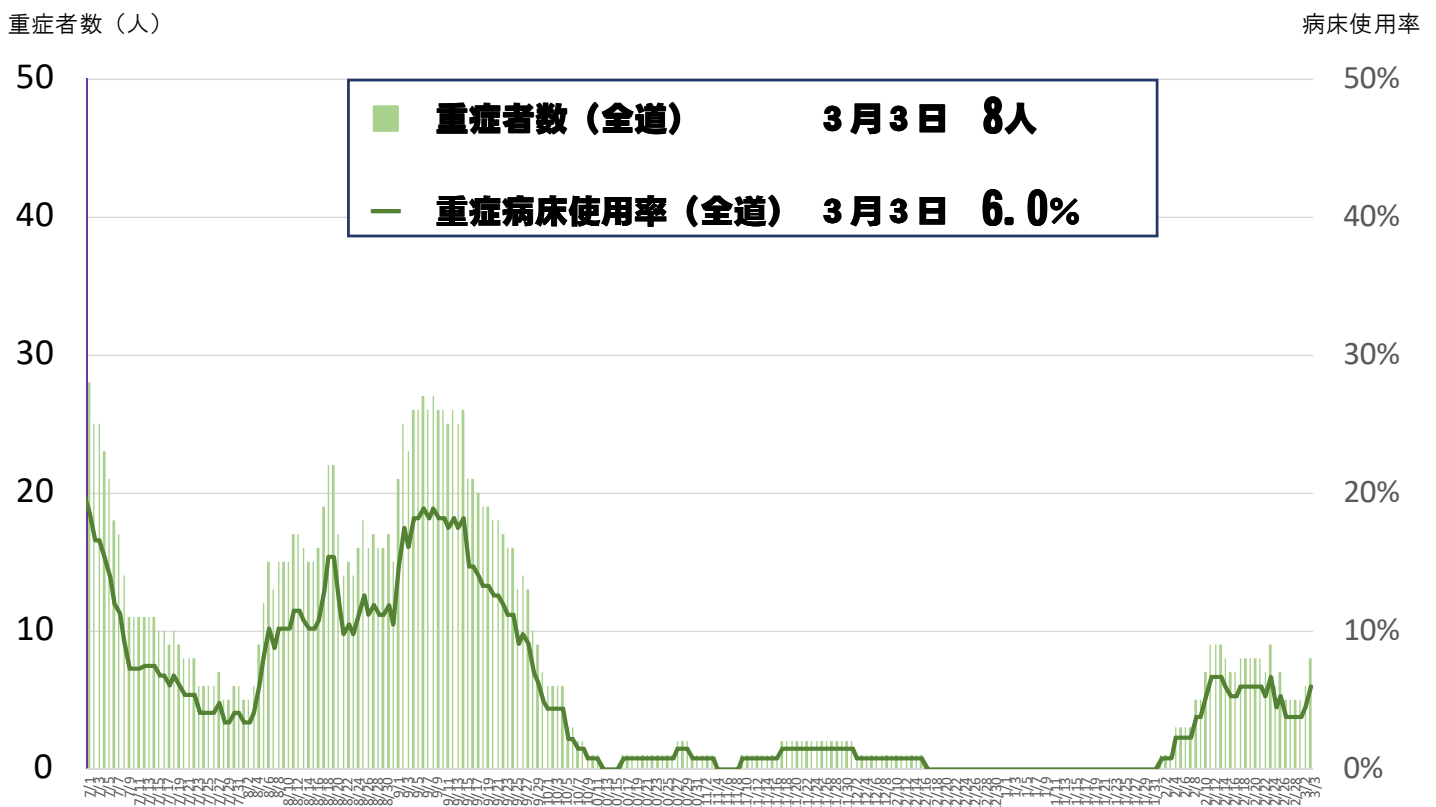
5

入院患者数と病床使用率（札幌市を除く地域）



6

重症者数と重症病床使用率（全道）

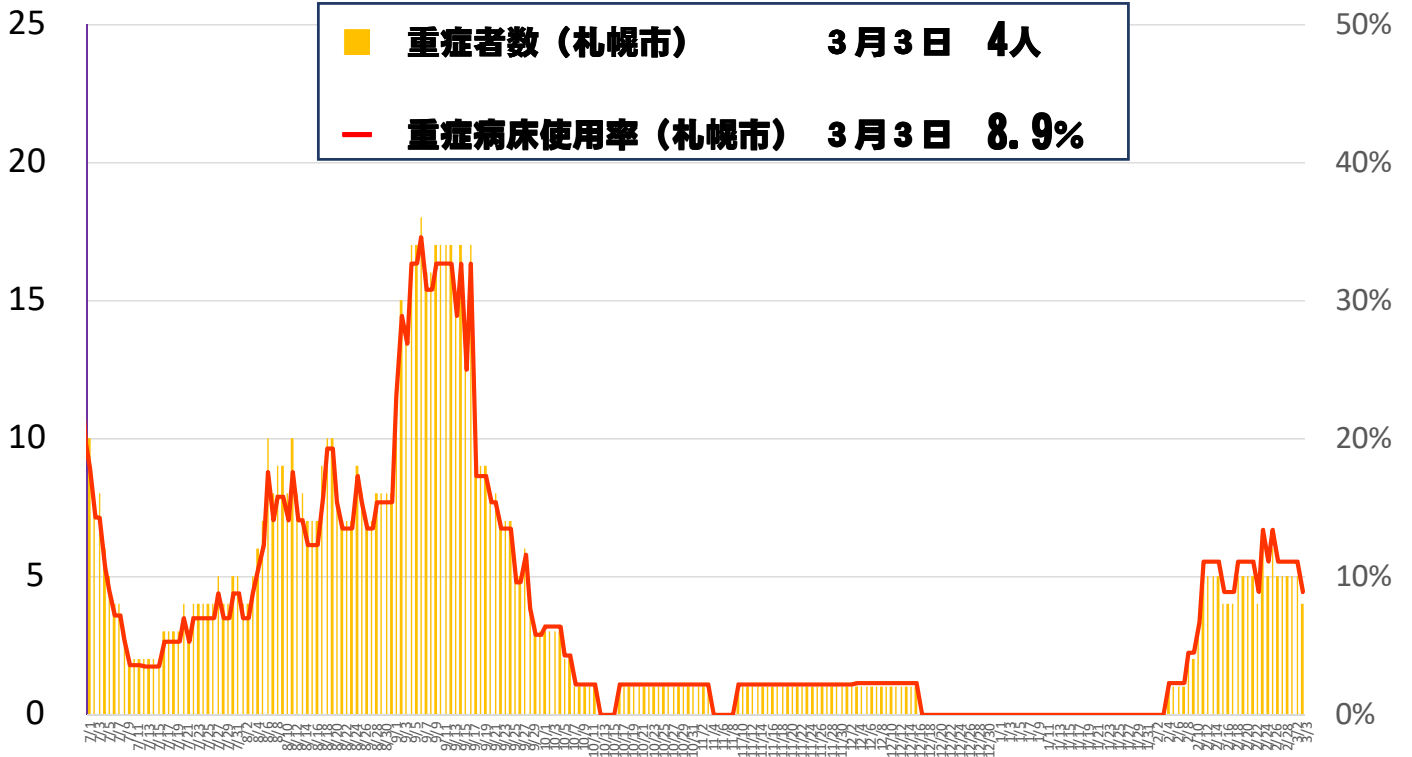


7

重症者数と重症病床使用率（札幌市）

重症者数（人）

病床使用率

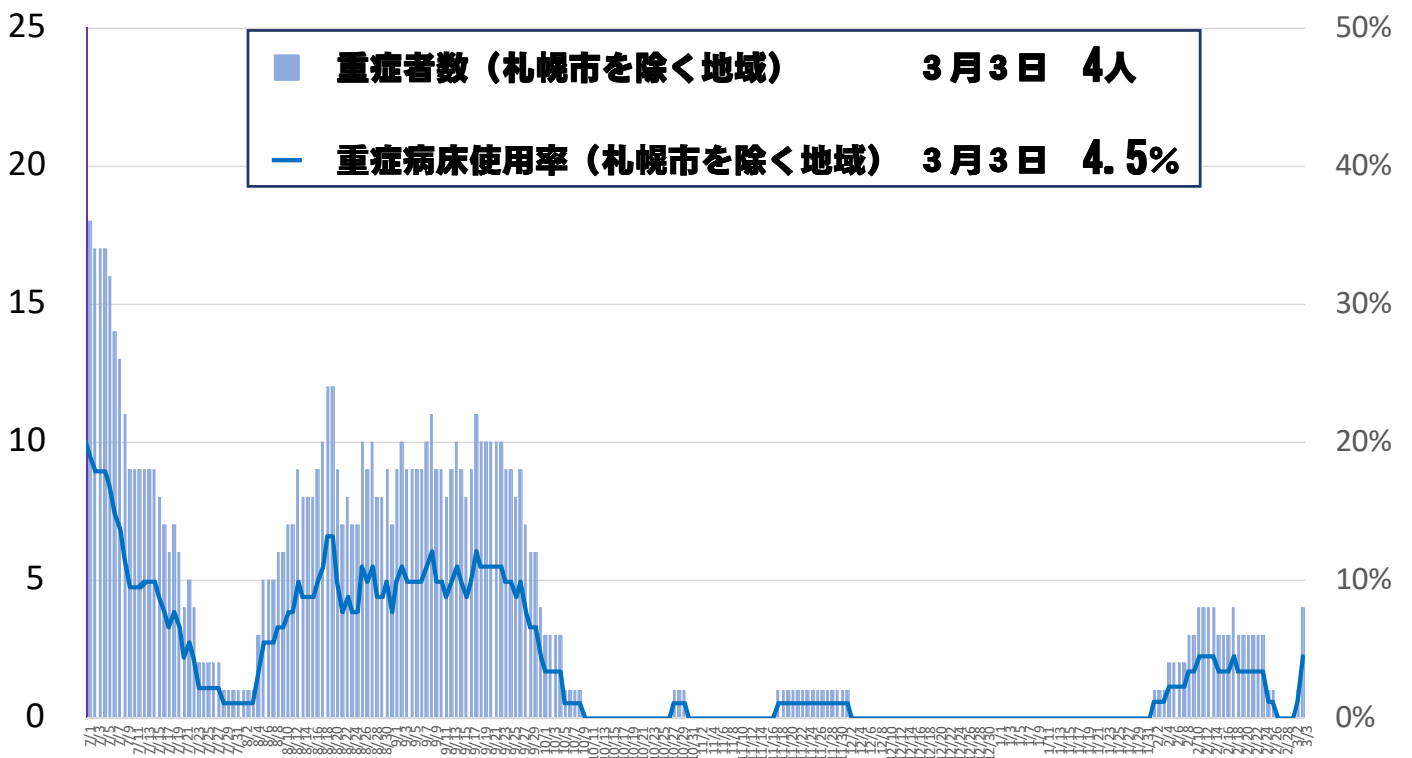


8

重症者数と重症病床使用率（札幌市を除く地域）

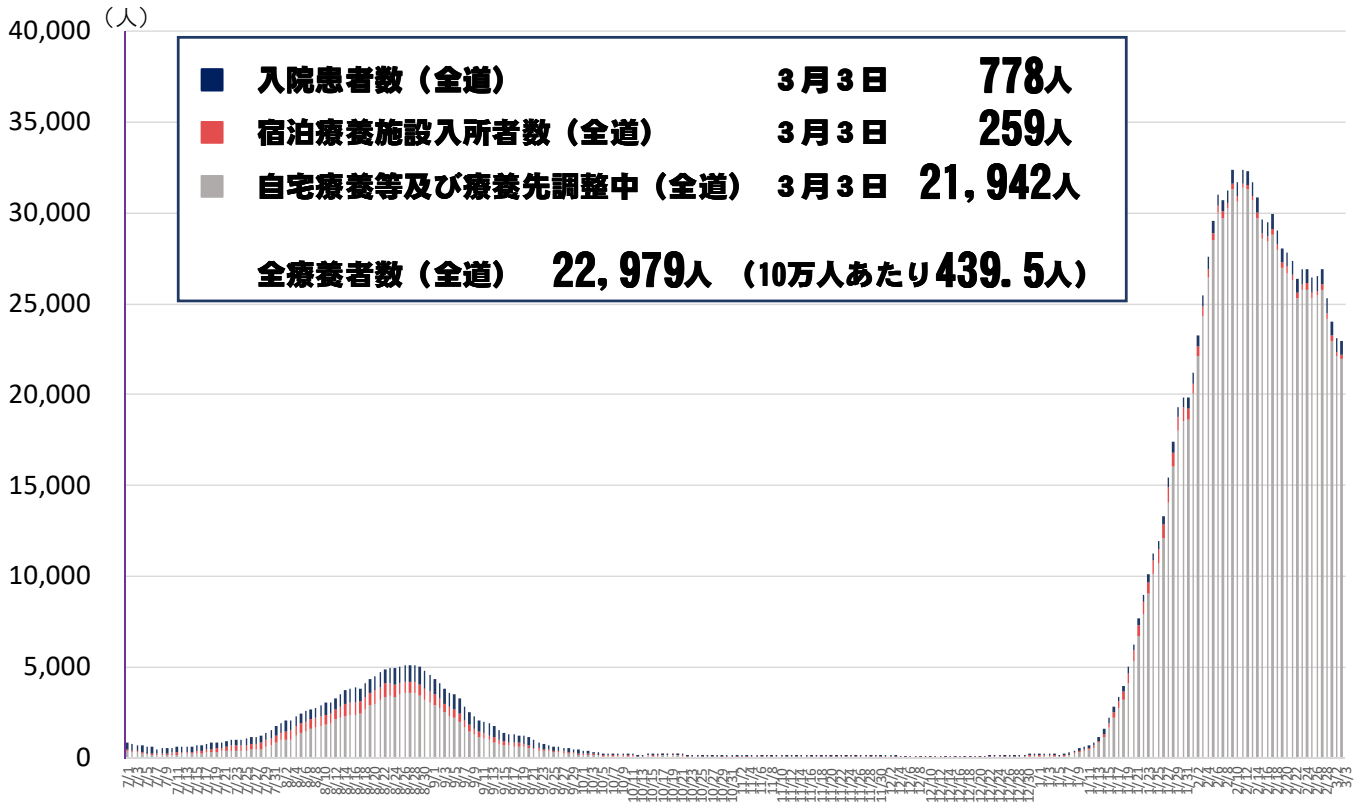
重症者数（人）

病床使用率



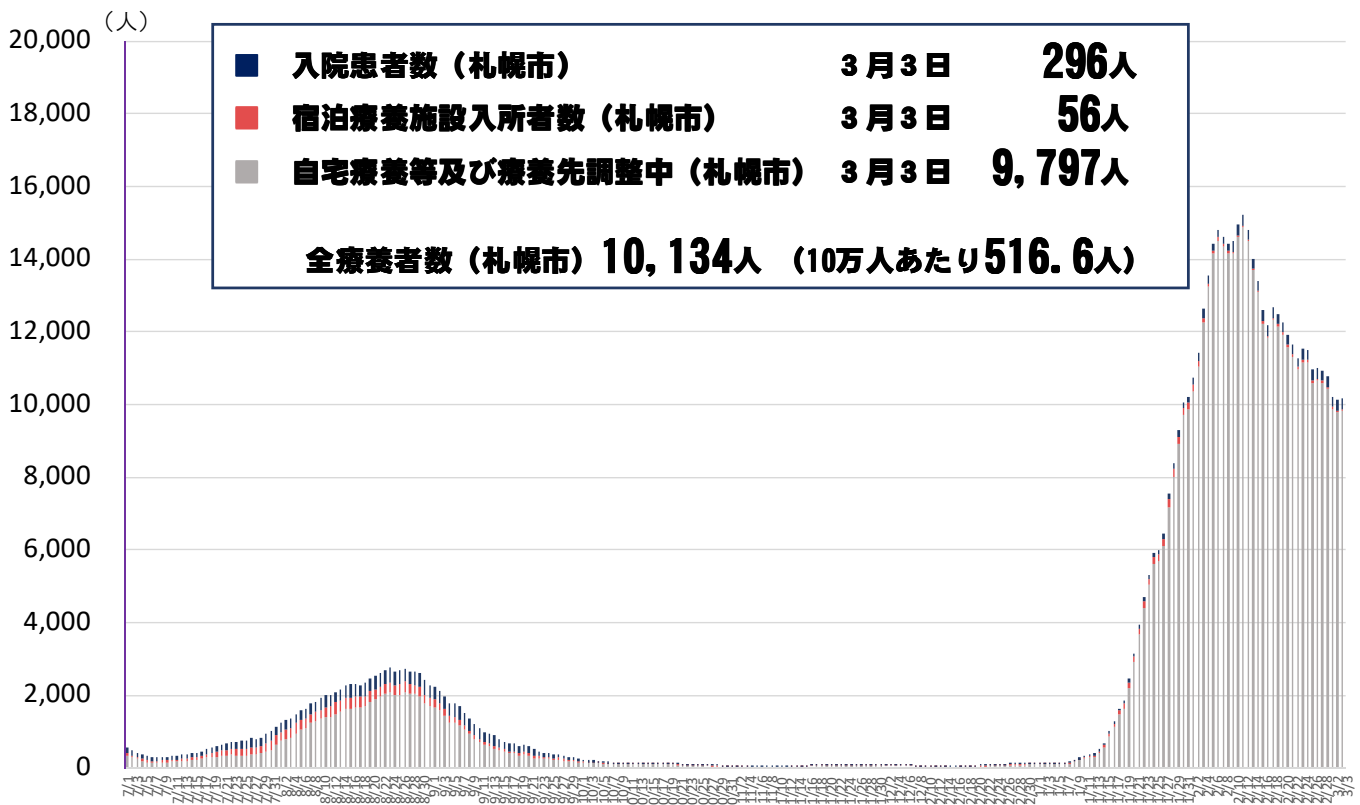
9

療養者数（全道）



10

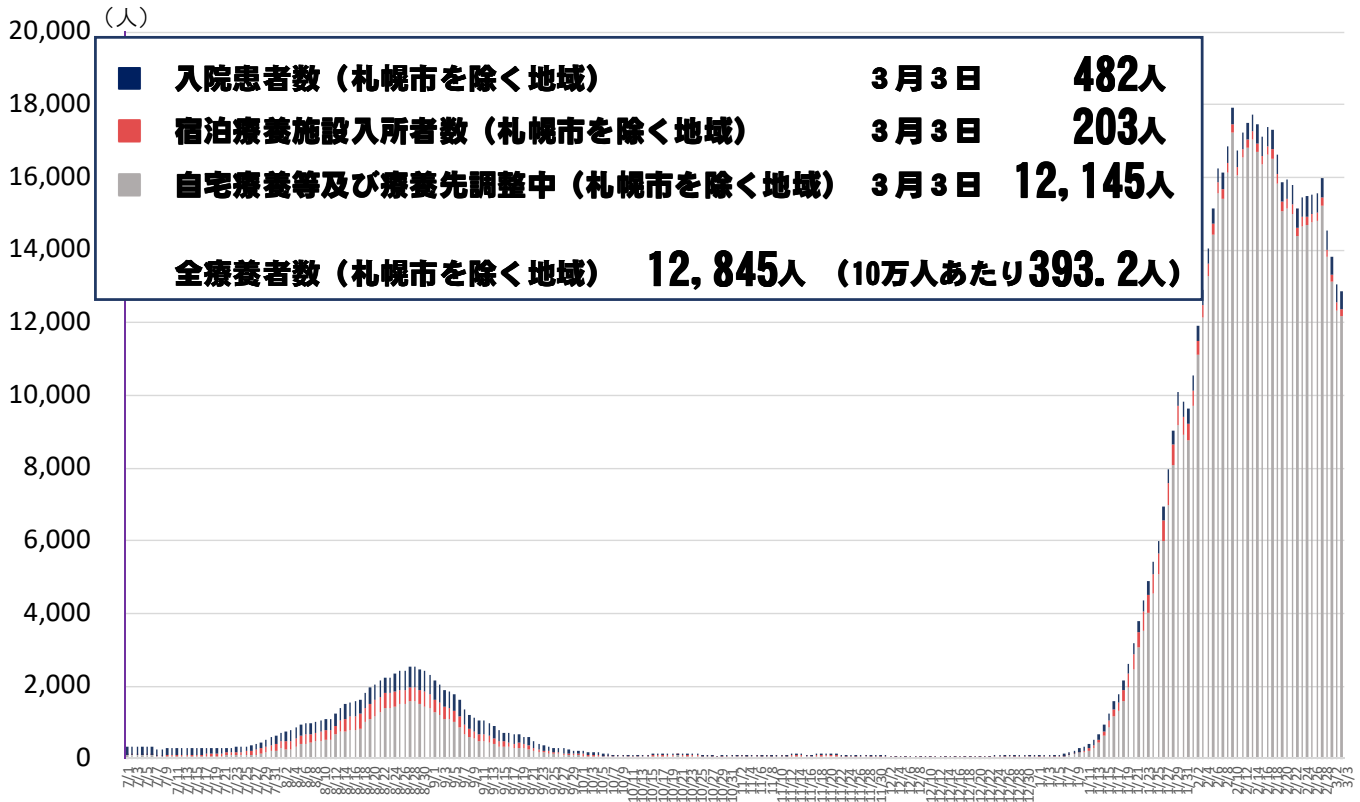
療養者数（札幌市）



※入院患者数は、各圏域の医療機関に入院している患者数を集計しており、他の項目との計が全療養者数と一致しない場合がある。

11

療養者数（札幌市を除く地域）



※入院患者数は、各圏域の医療機関に入院している患者数を集計しており、他の項目との計が全療養者数と一致しない場合がある。

新規感染者数と感染経路不明割合（全道）



新規感染者数と感染経路不明割合（札幌市）

新規感染者数
(7日間合計)

■ **新規感染者数（札幌市）3月3日 7,423人（10万人あたり378.4人）**

感染経路不明割合
(7日間平均)

— **感染経路不明割合（札幌市）3月3日 82.3%**

(人)

14,000

12,000

10,000

8,000

6,000

4,000

2,000

0

100%

90%

80%

70%

60%

50%

40%

30%

20%

10%

0%

新規感染者数と感染経路不明割合（札幌市を除く地域）

新規感染者数
(7日間合計)

■ **新規感染者数（札幌市を除く地域）3月3日 7,056人（10万人あたり216.0人）**

感染経路不明割合
(7日間平均)

— **感染経路不明割合（札幌市を除く地域）3月3日 41.0%**

(人)

14,000

12,000

10,000

8,000

6,000

4,000

2,000

0

100%

90%

80%

70%

60%

50%

40%

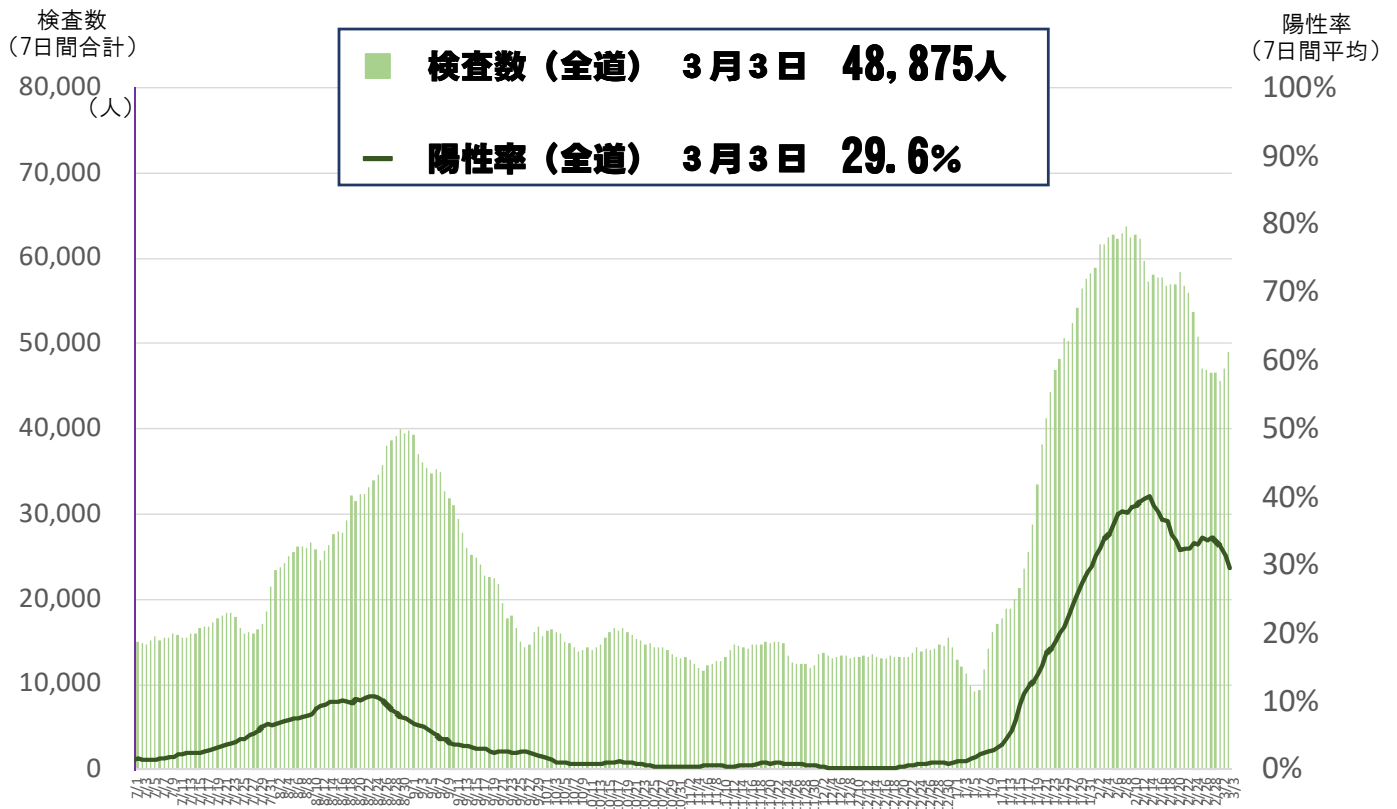
30%

20%

10%

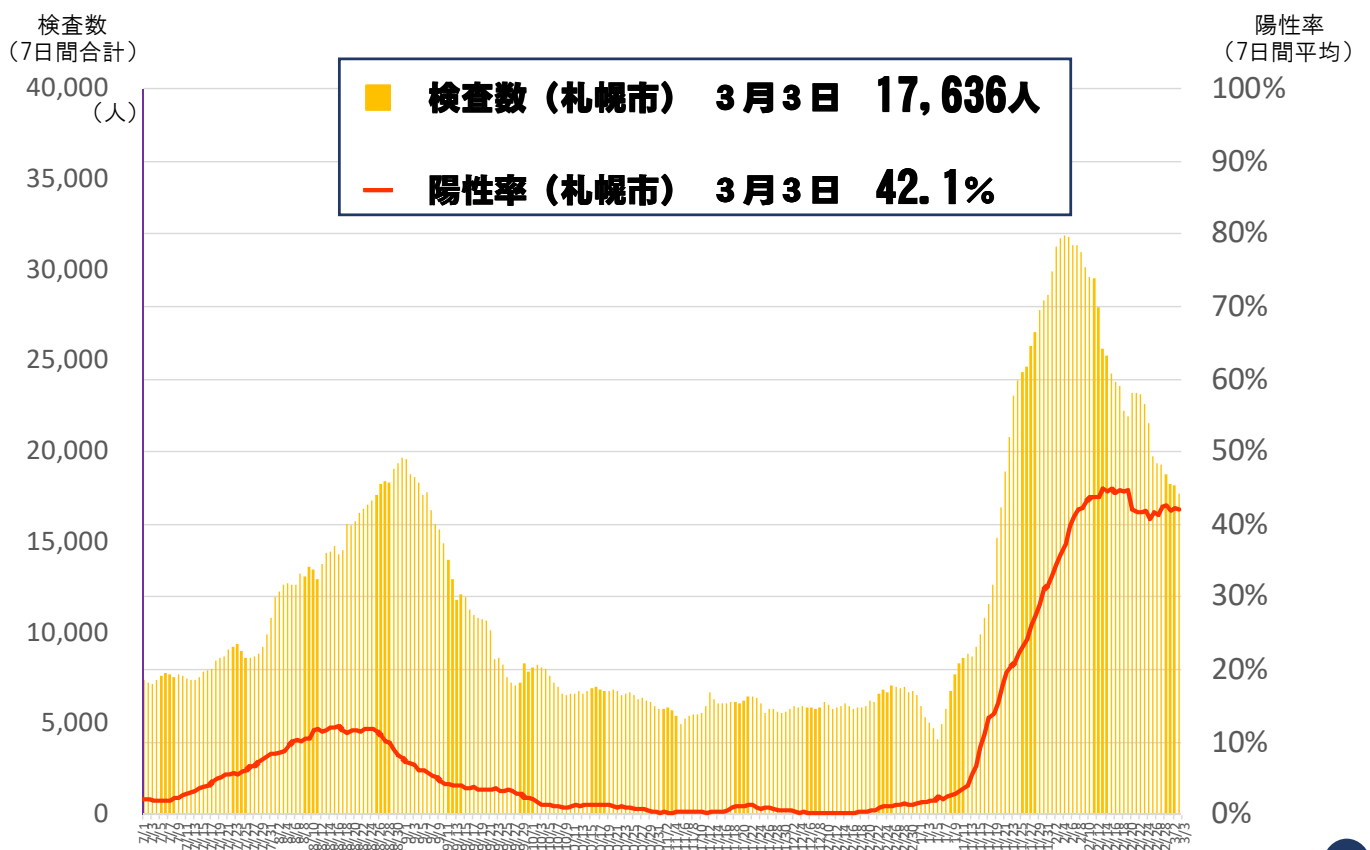
0%

検査数と陽性率（全道）



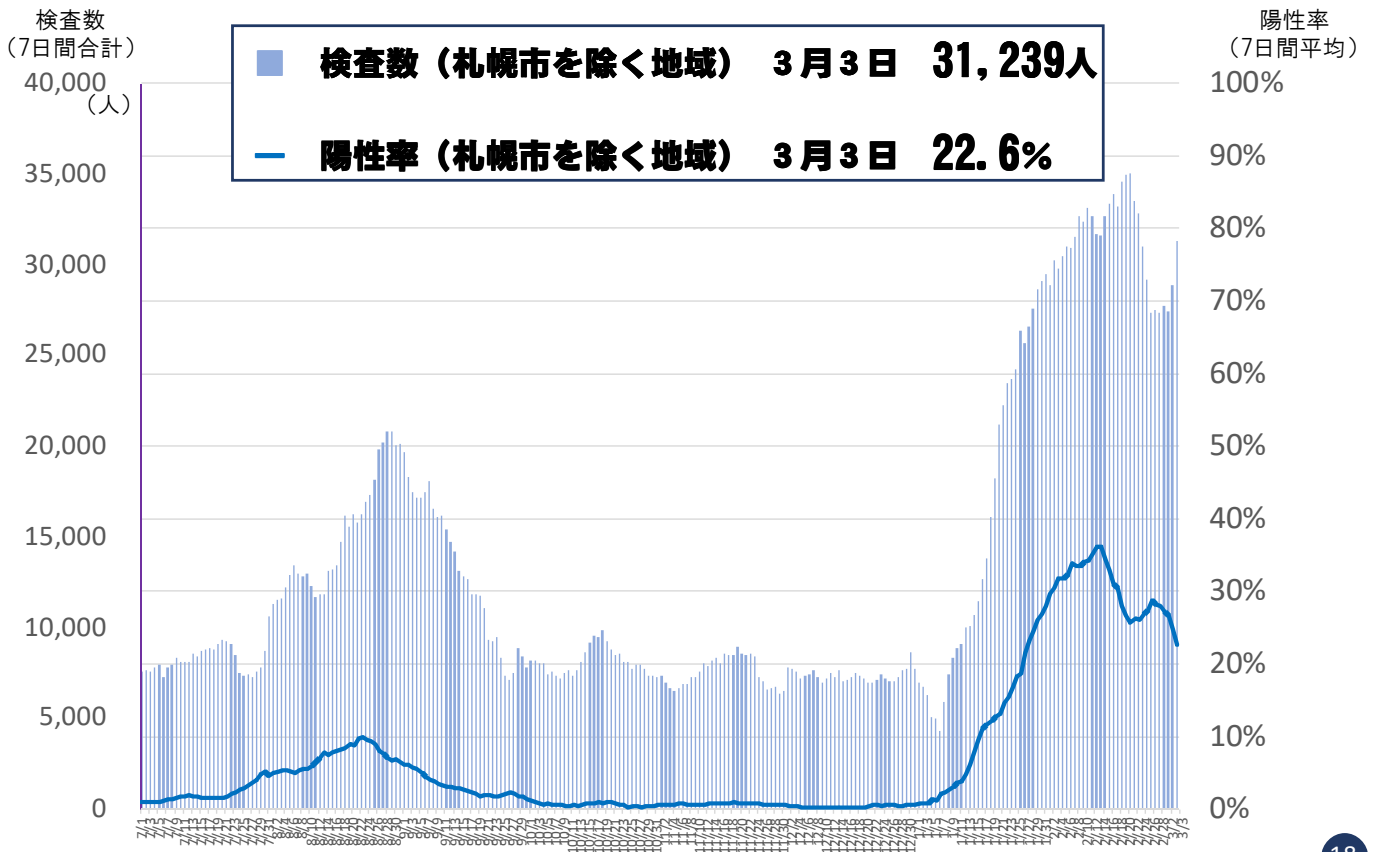
16

検査数と陽性率（札幌市）

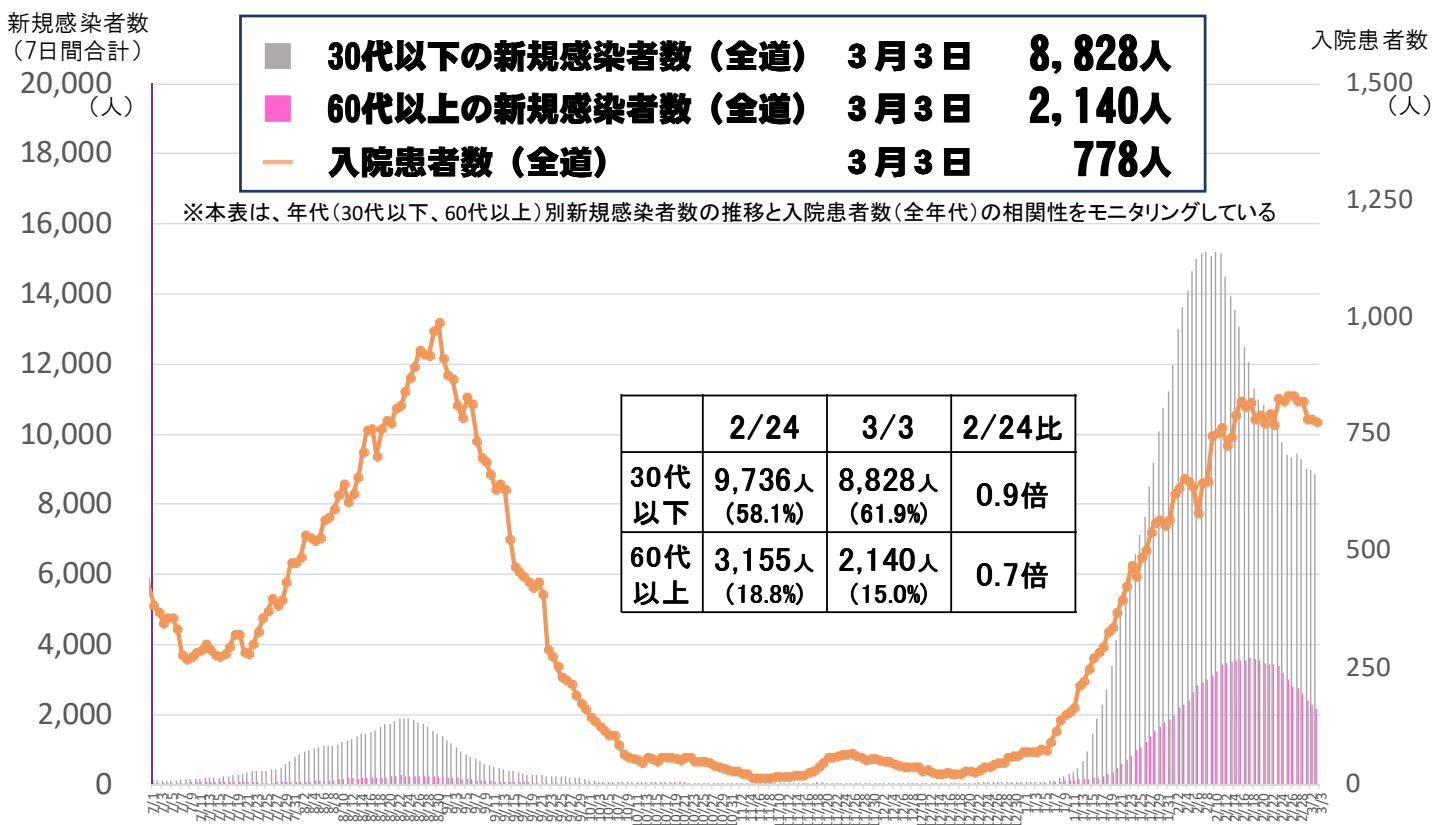


17

検査数と陽性率（札幌市を除く地域）



年代(30代以下、60代以上)別新規感染者数（全道）

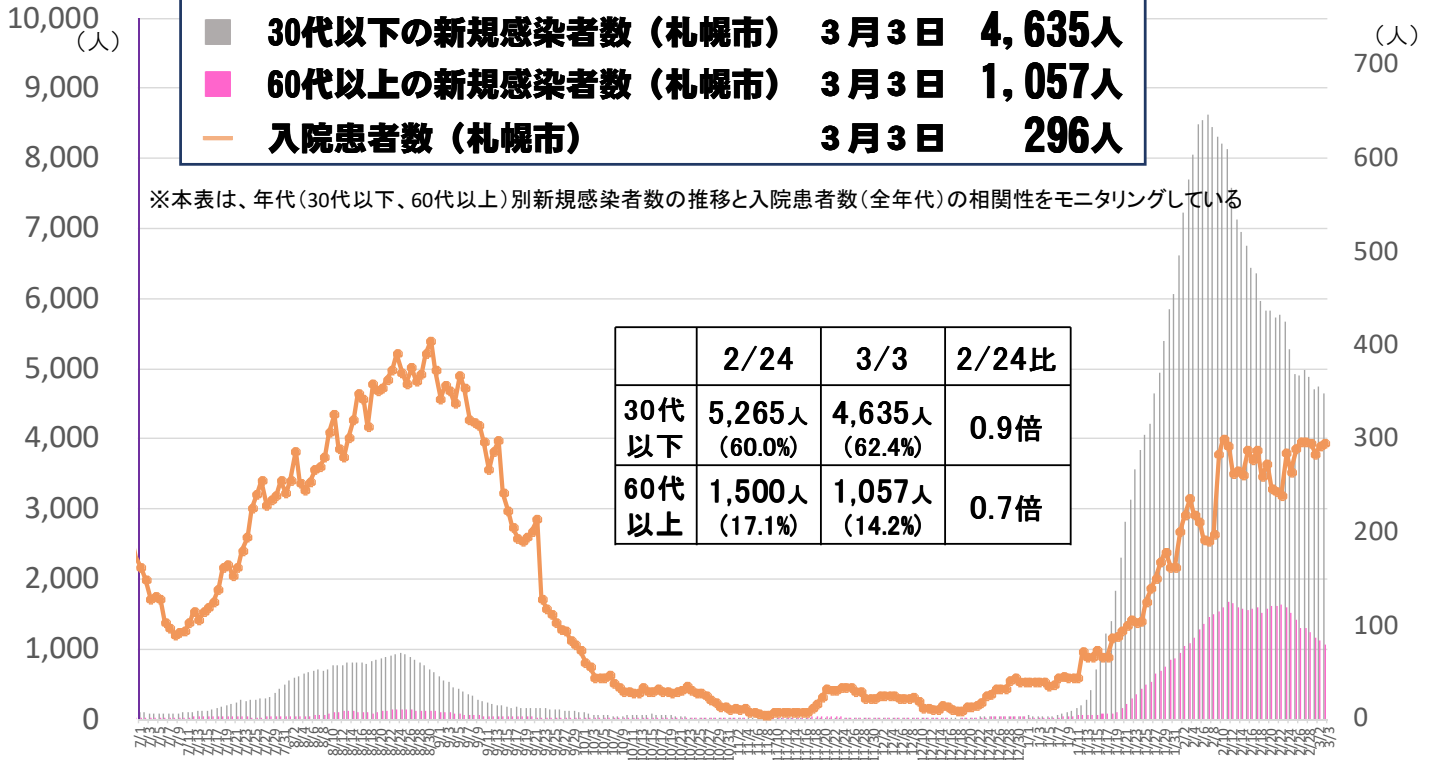


(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

年代(30代以下、60代以上)別新規感染者数(札幌市)

新規感染者数
(7日間合計)

入院患者数



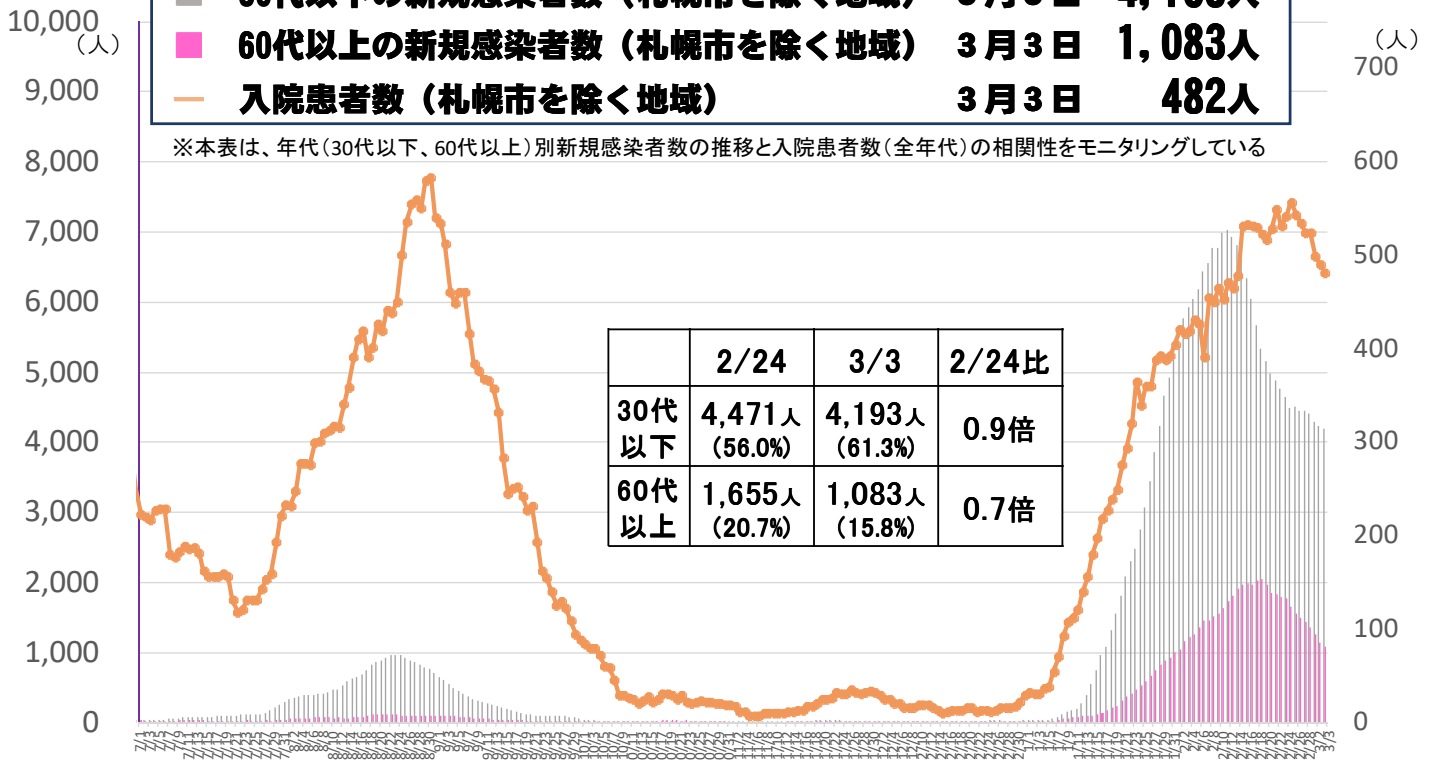
※本表は、年代(30代以下、60代以上)別新規感染者数の推移と入院患者数(全年代)の相関性をモニタリングしている

(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

年代(30代以下、60代以上)別新規感染者数(札幌市を除く地域)

新規感染者数
(7日間合計)

入院患者数



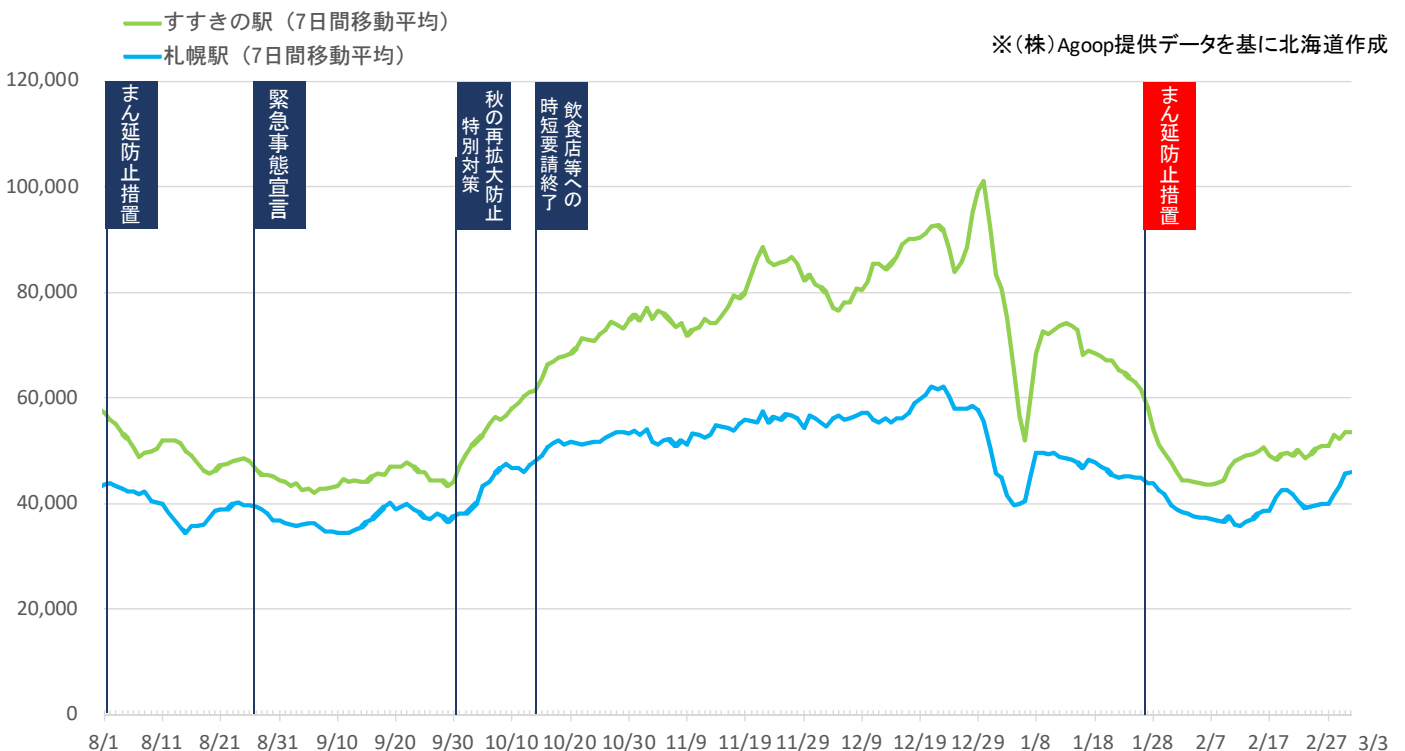
※本表は、年代(30代以下、60代以上)別新規感染者数の推移と入院患者数(全年代)の相関性をモニタリングしている

(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

集団感染の発生状況(医療施設・福祉施設)

	2/11~17			2/18~24			2/25~3/3		
	全道	札幌市	札幌市を除く地域	全道	札幌市	札幌市を除く地域	全道	札幌市	札幌市を除く地域
医療施設	17件 (490人)	6件 (73人)	11件 (417人)	17件 (368人)	9件 (169人)	8件 (199人)	11件 (127人)	5件 (82人)	6件 (45人)
福祉施設	64件 (1288人)	27件 (449人)	37件 (839人)	45件 (832人)	23件 (331人)	22件 (501人)	48件 (681人)	32件 (460人)	16件 (221人)
合計	81件 (1778人)	33件 (522人)	48件 (1256人)	62件 (1200人)	32件 (500人)	30件 (700人)	59件 (808人)	37件 (542人)	22件 (266人)

札幌市の人出(札幌駅、すすきの駅・21時)



【札幌駅】まん延防止措置適用前との比較(人)			【すすきの駅】まん延防止措置適用前との比較(人)		
	R4.1.26	R4.3.3	(1/26比)		(1/26比)
21時	45,043	46,052	(+2.2%)	61,626	53,425 (▲13.3%)

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

1 ワクチン接種状況について(医療従事者等分を含む。3/3現在)

<追加(3回目)接種の状況>

区分	3回目	
	接種者数	接種率
北海道	1,118,322	21.4%
(参考) 全国	29,018,298	22.9%

<初回(1・2回目)接種の状況>

区分	1回目		2回目	
	接種者数	接種率	接種者数	接種率
北海道	4,233,456	81.0%	4,167,170	79.7%
(参考) 全国	101,705,113	80.3%	100,210,654	79.1%

※接種率は令和3年1月1日現在住民基本台帳の人口に対する割合。なお、上記はVRSの入力値等に基づくものであり(VRS未入力の場合接種率は含まない。また、初回接種における医療従事者等は首相官邸HP公表値による)、実際の接種率より低い場合等があることに留意。

24

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

2 道内人口区分別接種状況(医療従事者等分を含む。3/3現在)

人口区分 (市町村別)	市町村数	人口(人)	接種率(全年代)		
			1回目	2回目	3回目
100万人以上	1	1,961,575	78.9%	77.6%	16.8%
20万人以上	2	583,288	80.6%	79.4%	21.1%
10万人以上	6	849,242	81.3%	79.8%	21.2%
3万人以上	13	722,259	81.5%	80.3%	23.7%
1万人以上	33	578,442	83.5%	82.4%	25.9%
5千人以上	39	272,482	84.4%	83.3%	28.3%
3千人以上	41	165,341	84.9%	83.8%	31.2%
3千人未満	44	96,103	86.0%	84.9%	37.2%

※接種率は令和3年1月1日現在住民基本台帳の人口に対する割合。なお、上記はVRSの入力値等に基づくものであり(VRS未入力の場合接種率は含まない。)、実際の接種率より低い場合等があることに留意。

25

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

3 追加(3回目)接種等について①

- 3月1日に国から、5月から8月分の追加接種に用いるファイザー社製ワクチン(3回目第7~8クール)の追加配分及びモデルナ社製ワクチン(同第7~第8クール)配送の前倒しが示された。前者については、今後、早期に市町村別の配分を決定・通知予定。

【道内の接種対象者とワクチン供給状況】

(単位:万人(接種対象者数)、万回(ワクチン供給量、接種回数換算))

	追加接種時	21年12月	22年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
接種対象者数	医療従事者等	24	5								29
	高齢者	12	15	97	26	2	1	0	0		153
	その他	2	4	2	63	65	70	24	5	2	237
	合計	38	24	99	90	67	71	24	5	2	419
	累計	38	63	162	251	318	389	412	418	419	419
ワクチン供給量	ファイザー	66		39	60	48+35					248
	モデルナ		70	52	43	49+20	(20)				234
	合計	66	70	91	103	152					482
	累計	66	136	227	330	482					482

左記以降の配分量等は未定。
この他、初回接種の未使用ワクチン約40万回程度分も活用。

※接種対象者数は、全ての対象者を前倒し接種すると仮定した場合の最大値(国公表値)。赤字部分は、3/1に国から示されたファイザー追加分。

- なお、今回国から示された分を含めると、4月中旬に、追加接種に必要なワクチンの概ね全てとなる約482万回分が確保されることとなるが、接種の進捗状況やワクチン配送のタイミング等により、個別の市町村において一時的にワクチンが不足する場合には、道による市町村間のワクチン融通を実施する。

26

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

4 追加(3回目)接種等について②

- 2月11日から3月までの土曜・日曜・祝日に道直営の集団接種会場「北海道ワクチン接種センター」を開設。3月19日~27日接種分の予約については、3月5日から受付開始予定。

[3/5~3/13(計4日間)の予約状況(3月4日12時現在)]

予約枠 1,480件 に対し 1,480件受付、予約率 100.0%

[2/11~2/27(計8日間)の接種実績]

予約枠 2,820件 に対し 3,019回接種

※ワクチンや接種能力の有効活用の観点から、道警職員や道の危機管理部門職員等へ接種した分を含む。

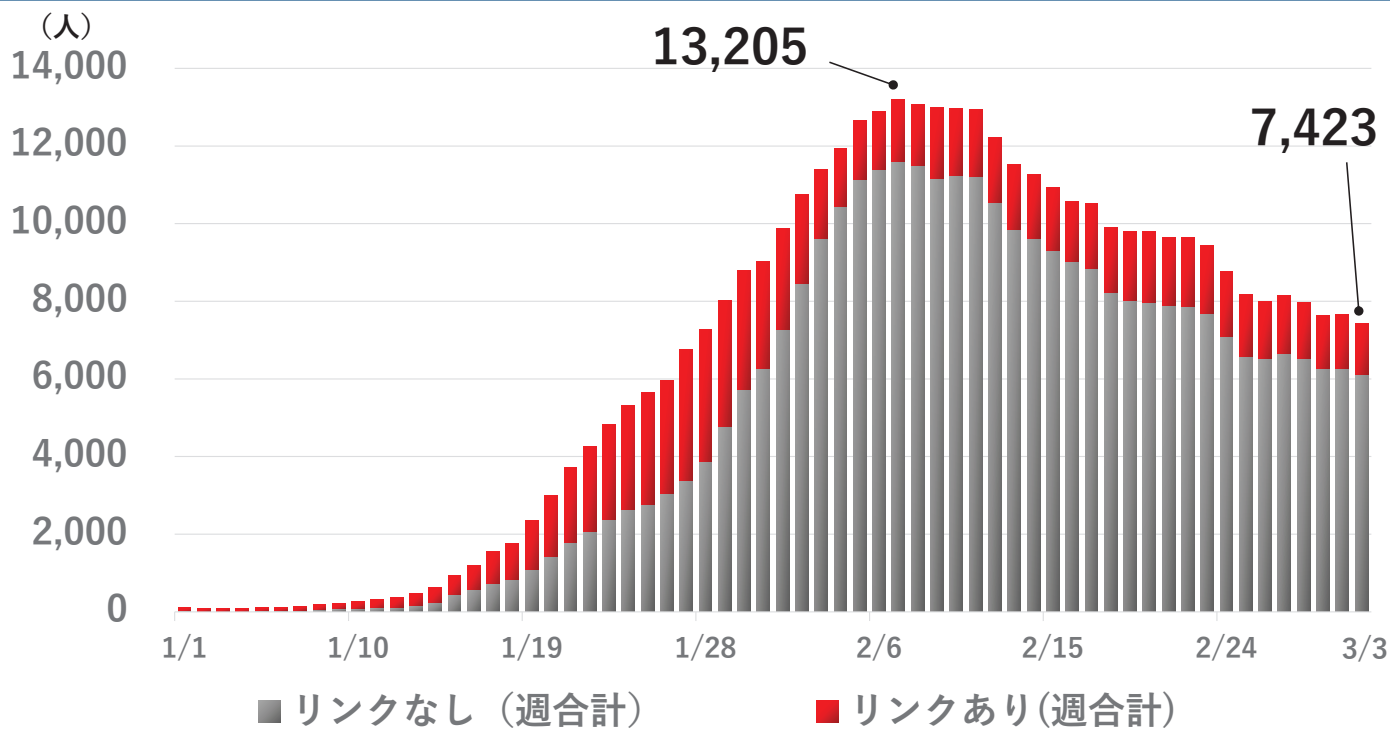
- 職域追加接種については、国において申請を受け付けており、道内では3月4日時点で98件の申請があった。道内でも、順次接種が開始されており、引き続き、国への要望や、各種情報提供などを含めた実施企業等の支援に努める。
- 5歳以上11歳以下の小児への接種については、道内でも今月から順次開始。道としては、引き続き、市町村等や関係団体との情報共有のほか、地域の実情に即した体制構築に向けた市町村の取組を支援するとともに、ワクチン接種の有効性や副反応などについて、国の責任において国民的な理解の促進に努めるよう要望するなど、市町村とも連携し丁寧な情報発信等に努める。
- 新たに接種対象年齢となる方も含め、接種を希望される方については、本年9月30日まで初回(1・2回目)接種が引き続き可能。今後とも、希望される方が円滑に接種を受けられるよう、市町村とも連携し取り組む。

27

札幌市の感染状況について

令和4年3月4日
札幌市保健所

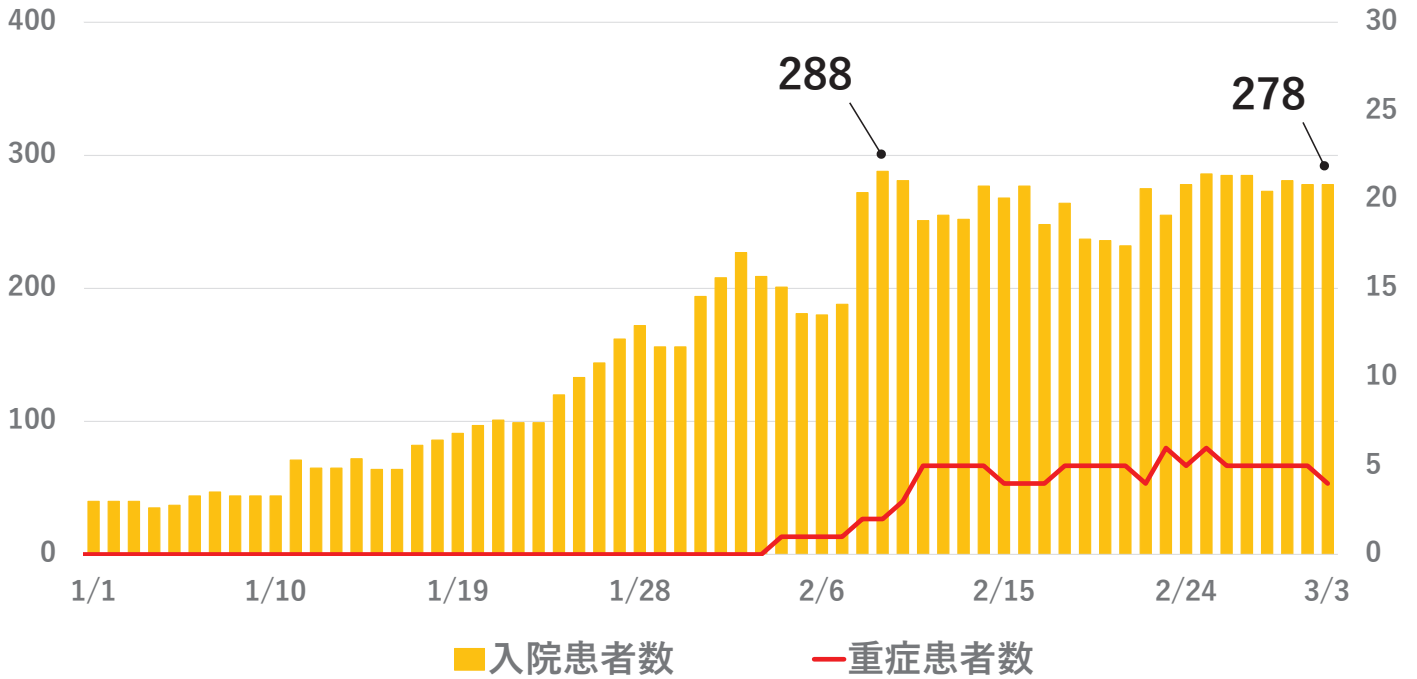
市内新規感染者数の推移



札幌市民の入院患者数・重症患者数の推移

(新規感染者・入院患者数)

(重症患者数)

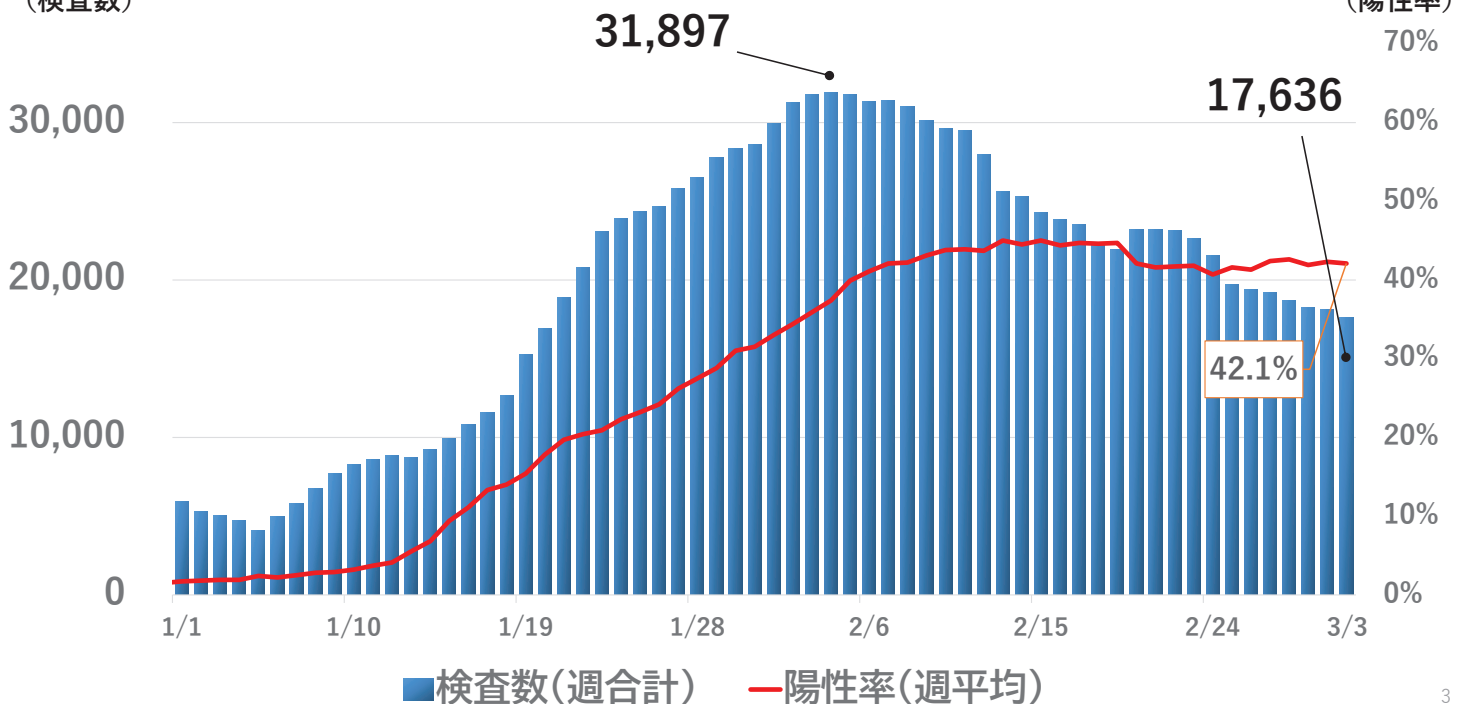


2

市内検査数と陽性率の推移

(検査数)

(陽性率)



3

措置区域 全道域 **期間** 令和4年3月7日(月)~3月21日(月)

実施内容 より感染力の強いオミクロン株のBA.2系統の感染事例が確認される中、新規感染者数をさらに減少させ、医療への負荷を着実に抑えていくため、特措法に基づく要請などを行う

1 行動変容の要請

- 外出移動**
 - 混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控える
 - 不要不急の都道府県間の移動は極力控える
- 飲食**
 - 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等の利用を控える
 - 飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する

2 飲食店等への要請

- 営業時間及び酒類提供
 - 〔認証店〕
 - ①営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時まで 又は
 - ②営業時間は5時から20時まで、酒類提供を行わない
 - 〔非認証店〕 営業時間は5時から20時まで、酒類提供を行わない
- 同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする
※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない。
- カラオケ設備の提供を行う場合、密を避ける、換気の確保などの感染対策を徹底する
〔飲食店等に対する協力金〕 3月7日~3月21日まで全期間(15日間)協力
 - 〔認証店〕【①の場合】中小企業・個人事業者:1店舗あたり37.5万円~112.5万円、大企業:1店舗あたり最大300万円
 - 【②の場合】中小企業・個人事業者:1店舗あたり45万円~150万円、大企業:1店舗あたり最大300万円
 - 〔非認証店〕 中小企業・個人事業者:1店舗あたり45万円~150万円、大企業:1店舗あたり最大300万円

1

3 イベントの開催制限

- 人数上限及び収容率
 - 〔感染防止安全計画策定〕 人数上限20,000人、収容率100%以内
 - 〔それ以外〕 人数上限5,000人、収容率50%(大声あり)または100%(大声なし)※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない。
- 営業時間は21時まで、酒類の提供は20時まで

4 大規模な集客施設などへの要請

- 入場者の整理などの感染防止対策を実施する
- カラオケ設備の提供を行う場合、密を避ける、換気の確保などの感染対策を徹底する

5 事業者への要請・協力依頼

- 出勤者数の削減目標を定め、在宅勤務(テレワーク)活用や休暇取得、時差出勤等を推進する
- 事業継続計画(BCP)の点検、策定など、事業継続に支障が起きないための必要な取組を行う
- 保育施設では、職員のマスク着用など対策を徹底し、少人数に分割した保育を行う
- 高齢者施設では、オンラインによる面会などの対策を徹底する

6 学校への要請

- 修学旅行、宿泊学習等では、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討し、道外のまん延防止等重点措置区域は旅行先としない
- 部活動は、活動を厳選し、感染対策徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止するとともに、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を行わない

2

北海道におけるまん延防止等重点措置(改定)

(案)

令和4年3月4日

より感染力の強いオミクロン株のBA.2系統の感染事例が確認される中、新規感染者数をさらに減少させ、医療への負荷を着実に抑えていくため、まん延防止等重点措置の下、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項、第2項及び同法第24条第9項による要請などを行う。

オミクロン株の特徴に関する知見

〔 第74回(令和4年3月2日)
新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード 〕

【感染性・伝播性】

オミクロン株はデルタ株に比べ、世代時間が約2日(デルタ株は約5日)に短縮、倍加時間と潜伏期間も短縮し、感染後の再感染リスクや二次感染リスクが高く、感染拡大の速度も非常に速いことが確認されている。

【感染の場・感染経路】

国内では、多くの感染がこれまでと同様の機会(換気が不十分な屋内や飲食の機会等)で起きており、感染経路もこれまでと同様に飛沫やエアロソルの吸入、接触感染等を介していると考えられている。

【重症度】

オミクロン株による感染はデルタ株に比べて相対的に入院のリスク、重症化のリスクが低い可能性が示されているが、オミクロン株感染による入院例が既に増加している。

【ワクチン効果】

初回免疫によるオミクロン株感染に対する発症予防効果は著しく低下するが、入院予防効果は一定程度保たれている。また、ブースター接種によりオミクロン株感染に対する感染予防効果、発症予防効果や入院予防効果が回復することや、ブースター接種後のワクチン効果の減衰についても海外から報告されている。

【BA.2系統】

現状、国内におけるオミクロン株の主流はBA.1系統であるが、BA.2系統も検疫や国内で検出されており、その割合は増加する可能性がある。この場合、感染者数の増加(減少)速度に影響を与える可能性がある。なお、BA.2系統はBA.1系統との比較において、実効再生産数及び二次感染リスク等の分析から、感染性がより高いことが示されている。

実施内容

措置区域

全道域

期間

令和4年3月7日(月)~3月21日(月)

※まん延防止等重点措置を実施すべき期間については、国において決定される。

【道民及び道内に滞在している皆様への要請①】

要請内容

(日常生活において)

◆「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスク※の着用」、「手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

※不織布マスクを推奨、以下同じ

◆発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診する。(特措法第24条第9項)

◆ワクチン接種の有無にかかわらず、感染に不安を感じる無症状の道民の方は検査を受ける。(特措法第24条第9項)

(特に外出の際は)

◆混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控える。(特措法第24条第9項)

◆普段会わない方や重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)

2

【道民及び道内に滞在している皆様への要請②】

要請内容

(特に飲食の際は)

◆営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等の利用を控える。(特措法第31条の6第2項)

◆北海道飲食店感染防止対策認証店など感染防止を徹底している飲食店等を利用し、感染防止が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)

◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)

◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。特に普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底する。(特措法第24条第9項)

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

◆国の基本的対処方針では、まん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は極力控えるよう求められており、北海道への不要不急の移動は、極力控える。(協力依頼)

3

【飲食店等への要請・協力依頼】

対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
- 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食を主として業としていないカラオケ店
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場等(披露宴等を行うホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)も含む)

要請・協力依頼内容

- 【北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証店】(特措法第31条の6第1項)
 - ◆①営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時までとするか、または、
 - ◆②営業時間は5時から20時まで、酒類提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わないこととする。
 ※期間を通して上記のいずれかを選択(当初の選択は変更不可)
 - 【上記以外の飲食店等】(特措法第31条の6第1項)
 - ◆営業時間は5時から20時まで、酒類提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。
 - ◆同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする。(特措法第24条第9項)
※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない。
 - ◆業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目を遵守する。(特措法第24条第9項)
 - ◆カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う。(特措法第24条第9項)
 - ◆感染防止の取組をアピールできる北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証取得に取り組む。(協力依頼)
- ※要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給

【飲食店等に対する協力金】 3月7日～3月21日まで全期間(15日間)協力

- (認証店)【①の場合】中小企業・個人事業者:1店舗あたり37.5万円～112.5万円、大企業:1店舗あたり最大300万円
- 【②の場合】中小企業・個人事業者:1店舗あたり45万円～150万円、大企業:1店舗あたり最大300万円
- (上記以外)中小企業・個人事業者:1店舗あたり45万円～150万円、大企業:1店舗あたり最大300万円

4

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

人数上限及び収容率(※1)

- 人数上限
5,000人
- 収容率
[100%以内] 大声なし (席がない場合は適切な間隔)
[50%以内] 大声あり※2 (席がない場合は十分な間隔)
- 〈感染防止安全計画を策定する場合※3〉
- 人数上限※4
20,000人
- 収容率
100%以内

特措法第24条第9項

※イベントの開催制限に係る詳しい内容については、道ホームページをご覧ください

- ※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする(両方の条件を満たす必要)
- ※2 大声とは、「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当する
- ※3 感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載する(参加人数が5,000人超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出)
- ※4 対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない

要請・協力依頼内容

- ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、20時まで。(協力依頼)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCoA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

※ 3月7日以降に販売開始されるチケットは、引き続き人数上限及び収容率等を満たすこと。

5

【飲食店以外の施設(特に大規模な集客施設)への要請・協力依頼】

施設の 種類	施設の例	要請・協力依頼内容
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 など物品販売業を営む店舗	<p>◆次の感染防止対策を実施する。 (特措法第31条の6第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入場をする者の整理等 ・入場をする者に対するマスクの着用の周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等) など <p>◆カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う。 (協力依頼)</p>
遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンター など	
遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など	
サービス業	スーパー銭湯、エステサロン などサービス業を営む店舗	
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウムなど	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	
ホテル・旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動施設 遊技施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地 など	
博物館等	博物館、美術館 など	

要請・協力依頼内容

6

【事業者への要請・協力依頼①】

要請・協力依頼内容	<p>◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p>
	<p>◆職場においては、感染防止のための取組や「三つの密」等を避ける行動を徹底する。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意する。また、「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避ける行動を徹底する。(協力依頼)</p>
	<p>◆職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点に加え、業務継続の観点からも、出勤者数の削減の目標を定め、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤等を強力に推進する。(協力依頼)</p>
	<p>◆道民生活・道民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続する。(協力依頼)</p>
	<p>◆事業活動への影響を最小限に抑え、迅速な事業の再開を目指す事業継続計画(BCP)の点検、策定など、事業継続に支障が起きないための必要な取組を行う。(協力依頼)</p>

7

【事業者への要請・協力依頼②】

要請・ 協力依頼 内容

(保育所、認定こども園等において)

- ◆職員や保護者のマスク着用、遊具等のこまめな消毒などの基本的対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆感染リスクの高い活動を避けるとともに、少人数に分割した保育、保護者参加の行事の延期等を含め大人数での行事を自粛する。(特措法第24条第9項)
- ◆発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を促す。(満2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応する。)(協力依頼)

(高齢者施設等において)

- ◆レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆面会者からの感染を防ぐため、オンラインによる面会の実施も含めた対応の検討や通所施設において、動線を分離するなど、感染対策をさらに徹底する。(特措法第24条第9項)

8

【学校への要請】

要請内容

- ◆衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底し、感染防止対策を講じてもなお、感染リスクが高い活動は行わない。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆集団宿泊的行事(修学旅行、宿泊学習等)は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施する。ただし、道外のまん延防止等重点措置区域は旅行先としない。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、場所、活動内容)して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等は行わない。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応する。また、学外活動等に係る感染防止対策や学生等への注意喚起を徹底する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて、入場者の整理など感染防止対策を徹底する。

9

感染防止対策と社会経済活動の回復の両立に向けて 徹底して取り組む2週間

道の取組

ワクチンの接種加速

- 3月に多くの方が接種対象となる重症化リスクの高い高齢者への接種のほか、接種率の低い市町村における接種の加速化に向け、集中的な対策を実施
 - ・道直営の集団接種会場「北海道ワクチン接種センター」の活用(予約枠拡大)
 - ・市町村の接種計画を踏まえた接種状況の確認、必要な助言・支援の実施
 - ・モデルナ社製ワクチンの積極的な活用を含めた交接種の理解促進等、集中的な広報・啓発

医療提供体制の確保

- 病床の確保
- 外来やオンライン診療などの体制整備
- 経口治療薬を提供する医療機関等の拡充

無料検査の拡充

- 抗原検査キットの流通状況も踏まえ薬剤師会と連携した薬局への働きかけ

第三者認証の取得促進

- 総合振興局・振興局による市町村等と連携した飲食店への働きかけ
- 認証店の積極的な利用の呼びかけ

10

〔参考〕

水際対策の緩和

7日間の待機を原則 ※
※ 3日目の検査で陰性が確認された場合、それ以降、待機不要

入国者の 待機期間

〔オミクロン株に係る指定国・地域〕
検疫所の確保する施設での待機期間 3日間
〔ワクチン3回目追加接種者〕
(指定国・地域) 検疫所の確保する施設での待機に代えて自宅等待機
(非指定国・地域) 自宅等待機免除

外国人の 新規入国

受入責任者の管理の下、観光目的以外の入国を認める

入国者総数 の上限

1日当たり5,000人目途
(3月14日より 1日当たり7,000人目途)

11

感染者	入院	自宅等	
		有症状	無症状
	発症した日の翌日から10日間 かつ症状軽快後72時間経過など	発症した日の翌日から 10日間かつ症状軽快後 72時間経過など	検体採取日の翌日から 7日間 10日間経過まで検温等の健康観察
濃厚接触者	同居者以外	同居者	
	感染者と接触した日の翌日から7日間 社会機能維持者は5日間	次のいずれか遅い方の日の翌日から7日間 ※ ※他の同居者が発症した場合は改めてその日の翌日から起算 <ul style="list-style-type: none"> ● 感染者の発症日（無症状の場合は検体採取日） 〔感染対策を行っていることが前提〕 ● 感染者の発症により住居内で感染対策を講じた日 〔次のいずれかの自費検査で陰性確認が必要〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 抗原定性検査で4日目と5日目に陰性を確認 ● PCR検査又は抗原定量検査で5日目に陰性を確認 	
	10日間経過まで検温等の健康観察	感染者の療養終了まで検温等の健康観察	

「北海道におけるまん延防止等重点措置（改定）（道案）」等に対する 主な意見

1 有識者・専門家の意見

1-①

まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う重点措置の内容等については、新規感染者数の抑制を図るため、道民、事業者、学校等に対する現行の要請・協力依頼を継続することについて、やむを得ないものと考ええる。

現行の感染防止対策において、ワクチンの3回目接種が重要な役割を担うことから、道内において遅れの見られる都市部での接種の促進に努めて頂きたい。

1-②

道案に対し異論なし。

ただし、ニュースを見ていると、これ以上何をすればよいのだろうかと言った閉塞感が漂っている。道側からの強いアピールをお願いしたい。

また、高齢者施設や学校でのクラスターの押さえこみをする具体的な方策を施設や学校に今一度浸透させる必要があるのではないかと考える。

1-③

無料検査の拡充にあたり、薬局での取り扱いが広がるよう、検査キットの安定的な確保・供給に向けて政府と連携するとともに、市町村との情報共有に努めていただきたい。

保健所による積極的疫学調査の重点化により、同居家族や病院、福祉施設以外は自ら疫学調査を行うことになっているが、その方法や対応が適正かどうかを点検してはいかがか。

1-④

道案に異論なし。

新規感染者数は高止まりしているが、特に札幌市の陽性率と感染経路不明の割合が非常に高い状態である。実際の感染者数は、報告されている数の何倍もいると考えられるので、引き続き注意が必要と考える。

2 市町村・関係団体の意見

2-①

「感染防止対策と社会経済活動の回復の両立に向けて」にある「無料検査の拡充」について、感染に不安のある無症状の方が、迅速に検査を行えるよう、しっかりと進めていただきたい。